

# 法人市民税の税率について

## 【法人税割】

法人税額の **6. 0% (令和元年10月1日以後に開始する事業年度)**

9. 7% (平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度)

12. 3% (平成26年9月30日までに開始する事業年度)

## 【均等割】

下表の区分による。

法人等の区分		税率
資本金等の額 (※1)	市内の従業者数 (※2)	年額
1千万円以下の法人	50人以下	50,000 円
	50人超	120,000 円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000 円
	50人超	150,000 円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000 円
	50人超	400,000 円
10億円を超える法人	50人以下	410,000 円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000 円
50億円を超える法人	50人超	3,000,000 円

※1 「資本金等の額」とは、期末現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいいます。

※2 「市内の従業者数」とは、市内に有する事務所等、寮等の従業者数（役員を含む）の数の合計数をいいます。

送付先 (切り取って送付用としてご使用ください)

〒470-1195

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市役所

税務課 市民税係

【法人市民税申告書在中】

TEL(0562)92-1118